（基本金への組入れ）

第十三条　学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。

一　学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校（専修学校及び各種学校を含む。以下この号及び次号において同じ。）の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額

二　学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額

三　基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額

四　恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額

2　前項第二号又は第三号に掲げる資産の額の基本金への組入れは、固定資産の取得又は基金の設定に係る基本金組入計画に従い行うものとする。

3　学校法人が第一項第一号の固定資産を借入金（学校債を含む。以下この項において同じ。）又は未払金（支払手形を含む。以下この項において同じ。）により取得した場合において、当該借入金又は未払金に相当する金額については、当該借入金又は未払金の返済又は支払（新たな借入金又は未払金によるものを除く。）を行つた会計年度において、返済又は支払を行つた金額に相当する金額を基本金に組み入れるものとする。

（基本金の取崩し）

第十四条　学校法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額の範囲内で基本金を取り崩すことができる。

一　その諸活動の一部又は全部を廃止した場合　その廃止した諸活動に係る基本金への組入額

二　その経営の合理化により前条第一項第一号の固定資産を有する必要がなくなつた場合　その固定資産の価額

三　前条第一項第二号の金銭その他の資産を将来取得する固定資産の取得に充てる必要がなくなつた場合　その金銭その他の資産の額

四　その他やむを得ない事由がある場合　その事由に係る基本金への組入額

第三章　計算関係書類

第一節　総則

（成立の日の貸借対照表）

第十五条　法第百三条第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、学校法人の成立の日における会計帳簿に基づき作成するものとする。

（各会計年度に係る計算書類）

第十六条　法第百三条第二項の規定により学校法人が作成しなければならない各会計年度に係る計算書類は、次に掲げるものとする。

一　貸借対照表

（資金収支内訳表の記載方法等）

第十三条　資金収支内訳表には、資金収支計算書に記載される収入及び支出で当該会計年度の諸活動に対応するものの決算の額を次に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。

一　学校法人（次号から第五号までに掲げるものを除く。）

二　各学校（専修学校及び各種学校を含み、次号から第五号までに掲げるものを除く。）

三　研究所

四　各病院

五　農場、演習林その他前二号に掲げる施設の規模に相当する規模を有する各施設

2　前項第二号に掲げる部門の記載にあたつては、二以上の学部を置く大学にあつては学部（当該学部の専攻に対応する大学院の研究科、専攻科及び別科を含む。）に、二以上の学科を置く短期大学にあつては学科（当該学科の専攻に対応する専攻科及び別科を含む。）に、二以上の課程を置く高等学校にあつては課程（当該課程に対応する専攻科及び別科を含む。）にそれぞれ細分して記載するものとする。この場合において、学部の専攻に対応しない大学院の研究科は大学の学部とみなす。

3　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学に係る前項の規定の適用については、当該大学に置く大学院の研究科は大学の学部とみなす。

4　通信による教育を行なう大学に係る第二項の規定の適用については、当該教育を担当する機関は大学の学部又は短期大学の学科とみなす。

5　資金収支内訳表の様式は、第二号様式のとおりとする。

（人件費支出内訳表の記載方法等）

第十四条　人件費支出内訳表には、資金収支計算書に記載される人件費支出の決算の額の内訳を前条第一項各号に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。

2　前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による記載について準用する。

3　人件費支出内訳表の様式は、第三号様式のとおりとする。

（活動区分資金収支計算書の記載方法等）

第十四条の二　活動区分資金収支計算書には、資金収支計算書に記載される資金収入及び資金支出の決算の額を次に掲げる活動ごとに区分して記載するものとする。

一　教育活動

二　施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動

三　資金調達その他前二号に掲げる活動以外の活動

2　活動区分資金収支計算書の様式は、第四号様式のとおりとする。

［章名を付する。］

［節を加える。］